

調査票へのご記入ありがとうございました



インターネットで回答いただいた場合は、紙の調査票の提出は不要です。
紙の調査票には何も記入せず、他に使われないように、廃棄してください。

調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。

調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のため都道府県からおたずねすることがあります。

調査票の記入内容は、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づき厳重に保護されます

調査員をはじめとする関係者には、統計法により調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務（守秘義務）と、これに反したときの罰則が定められています。

回答いただいた内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。
提出いただく調査票は、統計の作成後、溶解処分するなど、秘密の保護には万全を期しています。

 社会生活基本調査をよそおった詐欺や不審な調査にご注意ください

社会生活基本調査では、金銭を要求することはありません。
また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。

社会生活基本調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。

社会生活基本調査では電子メールで回答を依頼することはありません。
不審に思った際には、速やかにお住まいの都道府県またはコールセンターにお知らせください。

調査員は、その身分を証明する都道府県知事が発行した『調査員証』を携帯しています。

令和8年社会生活基本調査に関することは
統計局ホームページでご覧になれます。
また、「生活時間」の記入例を複数掲載
していますので、こちらも参考にしてください。

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2026/campaign/index.html>

社会生活基本調査 検索



調査票の記入のしかた

◆ 令和8年10月20日現在で、あなたの世帯に

- ・すでに3か月以上一緒に住んでいる
- ・3か月以上にわたって一緒に住むことになっている

10歳以上の人は、一人1冊ずつ、記入してください。

- ・家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や
単身の住み込みの雇人は、あなたの世帯に含めてください。

◆ 10月20日現在、病院や療養所に入院している人や

社会福祉施設に入所している人などは、記入する必要はありません。

- ・旅行、出張、出稼ぎなどで一時的に自宅を不在にする場合であっても
期間が3か月未満の人については、自宅で調査します。
- ・3か月以上にわたって、住んでいる所も住むことになっている所もない人は
現在いる場所で調査します。
- ・学校の学生寮・寄宿舍、下宿屋などから通学している学生・生徒・児童は
住んでいる期間にかかわらず
その学生寮・寄宿舍、下宿屋などで調査します。
- ・船に乗り組んでいる人は、自宅で調査します。

調査票の記入は
黒の鉛筆 または シャープペンシルで！



調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、
コールセンターにお問合せいただくか、調査員が訪問した際にご質問ください。

社会生活基本調査コールセンター



0570-07-2580

(IP電話の場合) 03-4334-7881

おかけ間違いのないようにご注意ください

【設置期間】11月15日(日)まで(土日・祝日もご利用できます)

【受付時間】午前9時～午後9時

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれの場合も
所定の通話料金となります

2
ページ
調査票

3
ページ
調査票

4
ページ
調査票

5
ページ
調査票

6
～
9
ページ
調査票

仕事の
内容
の記入
例

10
ページ
調査票

「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」と「8 日常生活への支障の程度」は、いずれも「6 ふだんの健康状態」で、どの選択肢に記入したかにかかわらず、自身の状況に応じて記入してください。

7 慢性的な病気や長期的な健康問題

病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かについて記入します。

▼ ここでいう「慢性的な病気や長期的な健康問題」とは

6か月以上続いている、または続くと予想される病気やけがなど心身の健康問題（季節的、断続的な症状を含む）のことをいいます。

- ※ 病気やけがだけでなく、先天的なものも含めます。
- ※ 状態が重いか軽いかは問いません。

以下のようなケースに該当する場合は「ある」とします。

- ・ 6か月以上の定期的な通院や投薬を受けている場合
- ・ 慢性的な病気や事故等によりけがしたものの、薬や機器により痛みや症状が抑えられている場合
- ・ 医師からの診断がされていない場合でも、診断を受ければ病気等と診断されるような場合

以下のようなケースに該当する場合は「ない」とします。

- ・ 高齢により、ある程度の身体機能の低下はあるものの、定期的な通院や投薬、症状などが無い場合
- ・ 事故等により、けがをしたものの治療そのものは完了し痛みなどもなく、定期的に病院に検査に行く必要もない場合

9 ふだん介護を受けていますか

単に家事を依頼している場合は、「介護を受けていない」とします。

10 ふだん家族の介護をしていますか

「ふだん」の状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とします。

8 日常生活への支障の程度

病気やけがなどの健康問題が「ある」か「ない」かにかかわらず、心身の状態を原因とする日常生活への支障の程度について記入します。

▼ ここでいう「日常生活への支障の程度」とは

日常生活を送る上で、心身の状態を原因として生じる支障の程度のことをいいます。経済的な理由など心身の状態を理由としないものは含めません。

- ・ 本設問は、「7 慢性的な病気や長期的な健康問題」の記入内容にかかわらず、自身の「日常生活への支障の程度」に応じて記入します。
- ・ 支障の程度は、一般的にイメージされる日常生活を基準にします。

▼ 「日常生活に非常に支障がある」とは

日常生活における各活動の達成が不可能、または極端に困難な状態にあることをいいます。通常、一人では活動できず、他者からの援助を必要とする場合が該当します。

▼ 「日常生活にある程度支障がある」とは

日常生活における各活動を実行し、達成することが多少困難な状態にあることをいいます。通常、他者からの援助を必要とせず、必要な場合も毎日ではない場合が該当します。

- ・ 例えば、高齢による身体機能の低下や障害があることに伴い、食事や移動、着替えといった活動を行うことが困難な状態である場合は、「日常生活に支障はない」ではなく、「日常生活に非常に支障がある」または「日常生活にある程度支障がある」とします。

- ・ 薬や機器によって支障なく日常生活を送ることができている場合は「日常生活に支障はない」とします。

▼ 「支障は6か月以上継続している（いない）」とは

支障の期間が過去これまでに6か月以上継続している（いない）ことをいいます。将来の予測の期間は含めません。

- ・ 6か月未満の短期的・一時的なけがや病気などにより現在まで日常生活に支障がある場合は、「日常生活に非常に支障がある」または「日常生活にある程度支障がある」とし、「支障は6か月以上継続していない」とします。

7 慢性的な病気や長期的な健康問題

・ 慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます

慢性的な病気や長期的な健康問題

あ る ない

（「ある」「ない」にかかわらず 8 欄に記入してください）

8 日常生活への支障の程度

・ 心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください

・ もっとも当てはまるものを記入してください

日常生活に非常に支障がある 日常生活にある程度支障がある 日常生活に支障はない

支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない 支障は6か月以上継続している 支障は6か月以上継続していない

9 ふだん介護を受けていますか

・ 介護とは 日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際の手助けや洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます

・ 介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます

・ 一時的な病気などに対する介護は除きます

（当てはまるものをすべてに記入してください）

自宅に住んでいる人から受けている 自宅外に住んでいる人から受けている（親族 訪問介護・デイサービスなど） 介護を受けていない

月に3日以内 週に1日 週に2日 週に3日 週に4～5日 週に6日以上

10 ふだん家族の介護をしていますか

・ 介護している家族が自宅外にいる場合は 介護している家族が住んでいる場所について記入してください

（当てはまるものをすべてに記入してください）

65歳以上の家族を介護 その他の家族を介護 介護をしていない

自宅内 自宅外 自宅内 自宅外 自宅内 自宅外

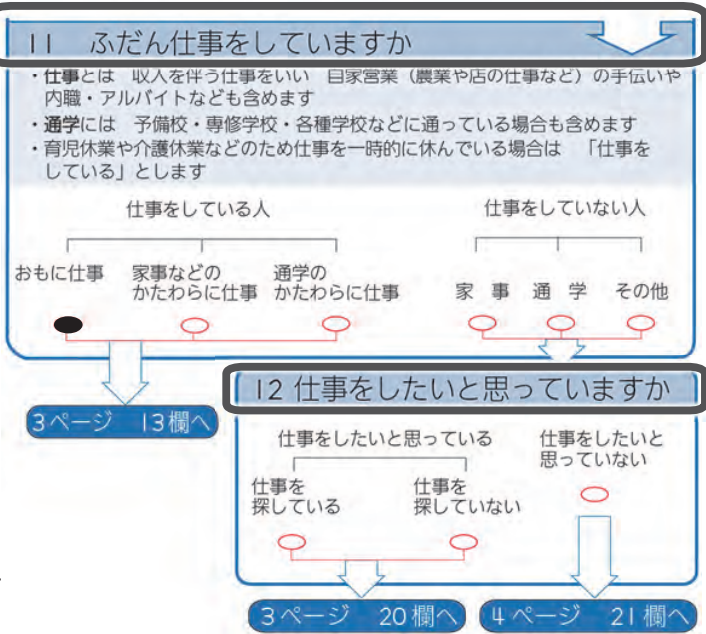
同じ敷地内または近くに住んでいる（徒歩で5分程度） その他 同じ敷地内または近くに住んでいる（徒歩で5分程度） その他

11 ふだん仕事をしていますか

- ▼ ここでいう「仕事」とは
収入を伴う仕事をいい、内職、臨時の仕事、アルバイト、パートで行っている仕事も含めます。また、家族の人が自家営業の仕事を手伝っている場合は、無給であっても「仕事」に含めます。
- ▼ 「仕事をしている」とは
ふだん仕事をしており、今後も仕事を続けていく場合をいいます。
 - ・ 仕事を休んでいる場合は、収入の有無にかかわらず「仕事をしている人」に含めます。
 - ・ 仕事があつたりなかったりする人や、忙しいときだけ自家営業の仕事を手伝う家族の人など、ふだんの状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とします。

- ▼ ここでいう「家事」には
育児・介護・看護なども含めます。

- ▼ ここでいう「通学」とは
小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校または専修学校に通っている場合も含めます。



12 仕事をしたいと思っていますか

将来的なことではなく、現在仕事をしたいと思っているかどうかによって記入します。

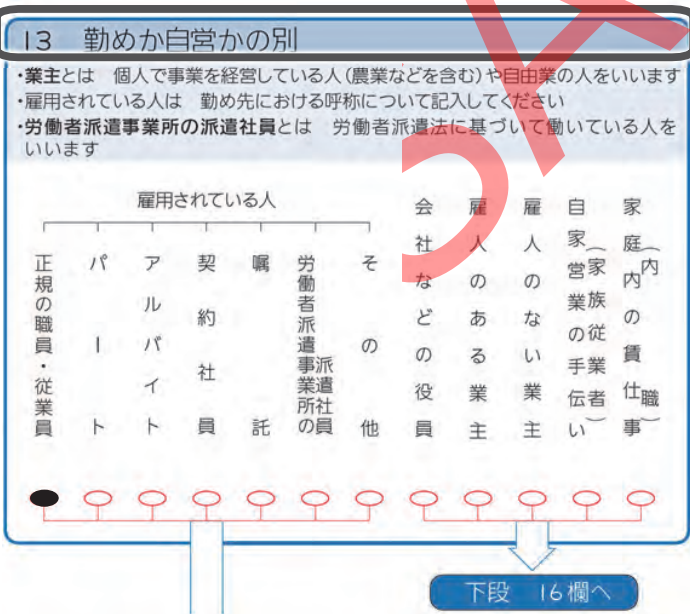
- ▼ 「仕事をしたい」とは
仕事があつたとき、すぐにその仕事につくことができる場合をいいます。
以下のような場合は、「すぐに仕事につくことができない」ため、「仕事をしたいと思っていない」とします。
 - ・ こどもが小さく、子育て後に仕事をしたいと思っている場合
 - ・ 在学中の学生が、その学校を卒業後に就職を考えている場合
ただし、アルバイトなどを探していて、すぐに仕事につける状態であれば「仕事を探している」とします。
 - ・ 来春、学校卒業後でなければ仕事につかないという場合

- ▼ ここでいう「仕事を探している」には
公共職業安定所（ハローワーク）や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄を見て応募をしている場合、また、その結果を待っている場合や労働者派遣事業所に登録して仕事くるのを待っている場合も含めます。
さらに、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合も含めます。

13 勤めか自営かの別

- ▼ 二つ以上の仕事に従事している場合は
おもな仕事（収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方）について記入してください。
 - ・ 雇用されている人
…会社・団体・官公庁や個人商店などに雇われている人をいい、住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人、パートやアルバイトなどで働いている人も含めます。
 - ・ 会社などの役員
…会社の社長・取締役・監査役、独立行政法人の理事・監事などの役員をいいます。
 - ・ 雇人のある業主
…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医などで、人を雇って事業を営んでいる場合をいいます。
 - ・ 雇人のない業主
…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・著述家・行商従事者などで、本人または無給で家業を手伝っている家族だけで事業を営んでいる場合をいいます。
 - ・ 自家営業の手伝い（家族従業者）
…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。
給料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇用されている人」とします。

労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。



14 勤務形態

育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態について記入してください。

▼ 「フルタイム」には
勤め先での呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の場合は含めます。

14 勤務形態

・ふだんの勤務形態について記入してください

・フルタイムとは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務（1日8時間で週5日など）をいいます

・短時間勤務とは、フルタイムの人に比べ、1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務（1日6時間、1日8時間で週3日など）をいいます

フルタイム

短時間勤務

始業時間が固定されている

始業時間が固定されていない

始業時間などを
選択できる
（減量労働
タイムなど）

フレックス

始業時間などが
会社の都合で
決められている
（交替勤務など）

15 年次有給休暇の取得日数

・年次有給休暇がある場合は、そのうちこの1年間に取得した年次有給休暇の日数を記入してください

・病気休暇・育児休業などは除きます

・年次有給休暇がない場合は、年次有給休暇がないに記入してください

年次有給休暇がある場合のこの1年間の取得日数

0日

1日

5日

6日

10日

11日

15日

16日

20日

21日以上

その他

年次有給休暇がない

16 本人の仕事の内容

・実際にしているおもな仕事の内容を詳しく記入してください

・記入に当たっては「調査票の記入のしかた」をごらんください

出荷伝票の整理事務

右段 17 欄へ

15 年次有給休暇の取得日数

年次有給休暇がある場合で、今の仕事について1年未満の人や、育児、介護、病気療養のためこの1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は、「その他」とします。

▼ 時間単位または半休などで年次有給休暇を取得した場合は
この1年間に取得した年次有給休暇時間を合算して、あらかじめ決められた1日の労働時間によって日数に換算して記入します。端数については切り上げます。
（例）年次有給休暇を10日と4時間取得した場合は「11日」とします。

16 本人の仕事の内容

勤め先の事業内容ではなく、実際に本人がしているおもな仕事の内容を、具体的に記入してください。

（「本人の仕事の内容」は、職業を正確に分類するために記入いただいているものであり、そのまま集計されるものではありません。）

・単に「会社員」、「営業部員」、「販売業」のようなおおまかな書き方ではなく、下表の「良い例 ○」のように、実際にどのような仕事をしているかがわかるように記入してください。

良い例 ○	悪い例 ×
会計帳簿の記入整理、銀行窓口の事務	事務員
販売店員、スーパーマーケットのレジ係	店員、サービス業
デジタルカメラボディの成形加工、旋盤による金属加工	工員、製造業
自動車の検査員（民間車検場）、視力検査員（販売店）	検査員
プール監視員、美術館監視員、自動車の塗装設備制御・監視員	監視員
戸籍事務、建築主事	公務員
建設現場監督、売場監督	監督

・例えば、「小学校教諭」、「保育士」、「看護師」、「美容師」、「消防士」など、仕事の内容を十分に言い表す職名があるときは、その職名をそのまま記入します。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を記入してください。

▼ 二つ以上の勤務先で仕事の内容が異なる場合は

おもな仕事（収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方）を一つだけ記入してください。

▼ 一つの勤務先で二つ以上の仕事に従事している場合は

勤務時間が長い方を一つだけ記入してください。勤務時間が同じ場合など、勤務時間によって判断することができない場合は、以下の例を参考に記入してください。

- ・技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は、技能的な仕事を記入してください。
（例）靴の修理と販売をしている人 … 「靴の修理」
薬の調剤と販売をしている人 … 「薬剤師」
- ・経営者で経営管理以外の仕事に直接従事している人は、その直接従事している仕事を記入してください。
（例）食堂の経営者で調理もしている人 … 「食堂の調理人」
病院の院長で内科の診療もしている人 … 「内科医師」

「本人の仕事の内容」の記入に当たっては29ページの記入例を参考にしてください

3ページ
調査票

8

9

17 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

- ▼「従業者数」には
- パートや臨時に働いている人も含めます。
個人経営の商店や農家などの場合は、事業主自身のほかに家業を手伝っている家族も含めます。
 - 官公庁や国立大学法人、独立行政法人、国営・公営の事業所（例えば、公立の小学校・中学校・高等学校、公立の病院など）に雇われている人は、「官公など」とします。
 - 公社、公庫及び事業団などの政府関係機関の場合は、「官公など」には含めず、それぞれの従業者数の区分により記入します。
 - 「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は、派遣先の従業者数の区分により記入します。

18 仕事からの1年間の収入または収益（税込み）

- ▼「仕事からのこの1年間の収入」には
毎月の給料、賃金、残業手当などのほか、期末手当やボーナスなども含めます。
- ▼この1年間に仕事を変えた人は
この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事についた人は、今の仕事についたときから現在までの実績を基にして、1年間の収入額を見積もって記入してください。
前の仕事からの収入及び退職金は含めません。
- ▼「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は
派遣先事業所が変わったかどうかにかかわらず、派遣元事業所から支給されたこの1年間の賃金・給料などを記入します。
- ▼仕事を休んでいる場合は
育児休業や介護休業など、現在仕事を休んでいる人は、この1年間に仕事から得た収入があればそれについて記入してください。
ただし、育児休業手当や介護休業手当などの給付金は除きます。

17 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

・本社・本店・支店・出張所・工場なども含めた企業全体の従業者数について記入してください

・国営・公営の事業所に雇用されている人は 官公などに記入してください

1人	5人	10人	30人	100人	300人	1000人	5000人以上	官公など
〇	〇	〇	〇	●	〇	〇	〇	〇

18 仕事からの1年間の収入または収益（税込み）

・仕事からのこの1年間の収入について記入してください

・自家営業の場合は 売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください

・ふだん副業をしている場合は それも含めた1年間の合計について記入してください

・仕事について1年未満の人は 1年間の見積額について記入してください

収入なし	50万円未満	50万円～99万円	100万円～149万円	150万円～199万円	200万円～249万円	250万円～299万円	300万円～399万円
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
400万円～499万円	500万円～599万円	600万円～699万円	700万円～799万円	800万円～899万円	900万円～999万円	1000万円～1499万円	1500万円以上
〇	〇	〇	●	〇	〇	〇	〇

19 ふだんの1週間の就業時間

・ふだん就業や副業をしている場合は それも含めた1週間の合計について記入してください

15時間未満	15時間～29時間	30時間～34時間	35時間～39時間	40時間～48時間	49時間～59時間	60時間以上	きまつていない
〇	〇	〇	〇	〇	●	〇	〇

20 希望する1週間の就業時間

・希望する時間（1週間に何時間くらい働きたいか）について記入してください

15時間未満	15時間～29時間	30時間～34時間	35時間～39時間	40時間～48時間	49時間～59時間	60時間以上	その他（就業を希望しないなど）
〇	〇	〇	〇	〇	●	〇	〇

4ページ 21欄へ

19 ふだんの1週間の就業時間

- ▼「就業時間」には
- 本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどを行っている場合は、それらすべての時間を含めます。
ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。
 - 家事の時間や、無報酬または実費程度の金額の支払いを受けているボランティア活動などの時間は含めません。
 - 残業や早出をした時間もそれが継続的でふだんの状態であれば含めます。
 - 時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

20 希望する1週間の就業時間

- ▼「希望する時間」には
- 本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなど、それらすべての時間を含めます。
ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。